

雇用維持支援金交付申請要領

1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、経営に影響が生じており雇用の維持に努める企業に対して、支援金を交付することで企業活動の継続を支援することを目的としています。

2) 申請対象者

①市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等とする。

<中小企業者等とは以下のいずれかに該当する事業者となります>

- ・市内に事務所又は事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）
- ・市内に事務所又は事業所を有する特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で、常時使用する従業員の数が100人以下のもの

※中小企業者の定義について、サービス業では資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人となります。

<みなし大企業とは以下のいずれかに該当する事業者となります>

- ・発行済株式の総数又は出資の金額の2分の1以上の数又は金額が同一の大企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者以外の事業者）により所有されている中小企業者等
- ・発行済株式の総数又は出資の金額の3分の2以上の数又は金額が大企業者により所有されている中小企業者等
- ・大企業者の役員又は職員を兼ねる者の数が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

②雇用保険適用事業所で、雇用保険に加入している従業員がいること。

③令和3年4月から7月で雇用調整助成金の対象月になっていないこと。

3) 交付金額

10万円（定額）＋（雇用保険に加入している従業員数）×2万円

上限：1社あたり20万円

1事業所1回限りの申請

4) 交付要件

以下の①～③の要件をすべて満たしていること。

①「単月比較」または「期間比較」のどちらかに該当していること。

（単月比較）令和3年4月から7月までのうち、いずれか1月の売上額が令和元年又は令和2年の同月の売上額と比較し30%以上減少していること。

（期間比較）令和3年4月から7月までのうち連続した3箇月（4・5・6月または5・6・7月）の売上高の合計が、令和元年又は令和2年の同月期間の売上高と比較して20%以上減少していること。

②申請時点で雇用保険に加入している従業員がいること。

③申請時点で令和3年の直近の源泉所得税を納付していること。

5) 申請期間

令和3年9月1日（水）から令和3年10月29日（金）まで（予算がなくなり次第受付終了）

6) 申請書類の提出方法

- ①八日市商工会議所または東近江市商工会の会員の方は、所属の経済団体の窓口へ持参
- ②経済団体の会員でない方は、所在地ごとの提出先へ持参
 - ・八日市地区の方は八日市商工会議所
 - ・永源寺、五個荘、愛東、湖東、能登川、蒲生地区の方は東近江市商工会

7) 必要書類

下記の提出書類と確認書類が必要

【提出書類】

- ①雇用維持支援金交付申請兼請求書
- ②誓約書
- ③指定口座の通帳等の写し(見開き1・2ページ目)

経済団体の会員でない方は上記書類に加えて、下記の資料の提出が必要

- (法人)・申請者の履歴事項全部証明書(申請時から3箇月以内に発行されたもの)
・直近の確定申告書別表一

(個人)・令和2年分の確定申告書第一表、第二表

※ 法人・個人共に税務署の收受日付印が確認できるもの又は電子申請の受信通知(メール詳細)

【確認書類】

- ①事業所別被保険者台帳照会(1箇月以内にハローワークで発行されたもの)
※ただし、八日市商工会議所及び東近江市商工会に事務委託している事業所は省略できる。

- ②源泉所得税の納付書(納付済みの控え)
(納期特例の場合:1月から6月の上期分)

- ③令和3年の対象月の売上高が確認できる書類(帳簿、売上台帳、試算表等)

- ④法人、個人ごとの下記書類

(法人) 比較対象月の売上が確認できる法人事業概況説明書(1、2枚目)

(個人) (青色申告) 売上減少の比較年(令和元年又は令和2年)の決算書(1、2枚目)

(白色申告) 売上減少の比較年(令和元年又は令和2年)の収支内訳書(1枚目)

及び対象月の売上高が確認できる書類

※ 法人・個人共に税務署の收受日付印が確認できるもの又は電子申請の受信通知(メール詳細)

8) 支援金の支払い

支援金の支払いは、指定口座に振り込みます。

9) その他

①申請の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金を返還していただきます。

②市の委託事業につき、本支援金の申請、請求、交付等の内容を本事業の委託元である東近江市に報告することに同意していただきます。

10) 問い合わせ先・提出先

八日市商工会議所 〒527-0021 東近江市八日市東浜町1-5 電話:0748-22-0186

東近江市商工会 〒527-0113 東近江市池庄町505 電話:0749-45-5077

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業」